

営繕工事における「週休2日」試行工事実施要領

(趣旨)

第1条 本実施要領は、指宿市建設部が発注する営繕工事において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 本要領で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 週休2日

①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

②通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合にお

いては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (6) 「受注者」とは、指宿市を発注者とする工事請負契約書における請負者をいう。

（対象工事）

第4条 対象工事は、営繕工事のうち次のいずれにも該当しない工事とする。

- (1) 災害復旧工事を含む緊急性のある工事
- (2) その他休日の確保が困難であると判断される工事

（発注方式）

第5条 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを基本とする。

（積算方法等）

第6条 積算方法等は以下のとおりとする。

- (1) 補正方法

週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- ①月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.04
- ②通期の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.02

- (2) 積算及び変更方法

発注者は、通期の4週8休以上の休日を達成した場合の補正係数を労務費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。月単位の4週8休を達成している場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

（対象工事である旨等の明示）

第7条 対象工事である旨等の明示は、現場説明書への記載により行うものとする。

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第8条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は以下のとおりとする。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「休日取得計画実績表（別紙1。以下「計画実績表」という。）を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで計画実績表を作成する。

② 工事着手後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した計画実績表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、計画実績表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された計画実績表と休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・受注者は、契約変更時及び工事完了後に監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため計画実績表に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。また、監督職員の指示により、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）の提示を求められた際には提示する。

③ その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

(4) 週休2日促進工事の見える化

受注者は、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示するものとする。

(5) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を

設定する。

(6) 工事成績評定

指宿市建設工事成績評定要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。